

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第 号

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第50条 略</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第58条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条から第44条まで又は第46条第1項の規定に違反した<u>とき。</u> (2) 第23条第1項、第46条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u></p> <p>2 略</p> <p>第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第45条第1項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。</p> | <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第50条 略</p> <p>第58条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条から第44条まで又は第46条第1項の規定に違反した<u>者</u> (2) 第23条第1項、第46条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u></p> <p>2 略</p> <p>第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第45条第1項の規定に違反した<u>者は</u>、科料に処する。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の経過措置)

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。